

公開講座等開催支援実施要領

那覇市経済観光部観光課
MICE 推進グループ

1 目的

本要領は、沖縄県内において開催される MICE（学術大会、国際会議等）に関連する団体（以下「主催団体」という）が、その専門的な知見や成果を広く市民に還元するために開催する市民向けの講座、シンポジウム、フォーラム等（以下「市民講座」という）について、市が広報等の支援を行うことにより、市民が MICE 開催のメリットを体験的に理解し、MICE 開催が地域にもたらす価値への共感と受け入れ機運の醸成を目的とします。

2 支援対象

支援の対象となる市民講座は、那覇市の共催または後援の承認を受けたもの、かつ、本体の MICE の開催期間が 2 日以上で、MICE 本体の参加者数が以下①②③のいずれかに該当するものとします。

① 沖縄県外（海外含む）からの参加者が 100 名以上
② 海外からの参加者が 40 名以上
③ 欧米からの参加者が 20 名以上※

※対象国：外務省ホームページ 北米・欧州に記載されている国

3 支援内容

本支援パッケージは、主催団体が主体となって実施する市民講座が円滑に開催され、多くの市民が参加できるよう広報および周知活動を通じてその開催をバックアップします。支援内容は以下（１）～（３）となります。

（１）市広報誌（「市民の友」）への掲載

那覇市が発行する市広報誌「市民の友」へ開催案内を掲載します。

（２）市公式ホームページによる周知

那覇市公式ホームページへ市民講座の開催案内を掲載します。

（３）市関係施設へのチラシ・ポスターの配布・配架

那覇市内の市関係施設に対し、チラシやポスターを配布・配架します。

4 申請方法

本支援を受けようとするものは、希望する支援メニューの申請期限までに那覇市オンライン申請システムより申請または配布物の提出を行ってください。

(1) 市広報誌(「市民の友」)への掲載

本支援を希望する場合は、掲載を希望する月の 3 か月前までに那覇市オンライン申請システムより申請してください。ただし、編集上の都合や紙面の空き状況等により期日までに申請が行われた場合でも、掲載を確約するものではありません。紙面の状況等により市広報誌への掲載が見送られた場合、または申請内容の不備等により期日までに原稿調整が完了しない場合は、市公式ホームページ等の他の提供メニューによる広報支援に代えるものとします。あらかじめご了承ください。

※原則ポスター等の画像の掲載はできません。

(2) 市公式ホームページによる周知

本支援を希望する場合は、市民講座開催日の 3 か月までに那覇市オンライン申請システムより申請してください。

(3) 市関係施設へのチラシ・ポスターの配布・配架

本支援を希望する場合は、市民講座開催日の 3 か月までに那覇市オンライン申請システムにて申請のうえ、配布物を観光課へ提出してください(100 部以内)。ただし、施設の配架スペース等の状況により、配布・配架が困難な場合があります。あらかじめご了承ください。

5 支援できないもの

次のいずれかに該当する場合は、支援の対象外とします。

- (1) 那覇市の共催または後援の承認を受けていないもの
- (2) 政治若しくは宗教目的、又は営利を目的とするもの
- (3) 特に市長が不適当な事由があると認めた場合

付 則

この要領は令和 8 年 9 月 1 日から適用する。